



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

撓まず 屈せず がんばろう釜石!!

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成30年6月16日(土)	
時間	14:00~15:26	
場所	釜石市民交流センター(集会室)	
参加人数	25人	
議題	1. 本日の趣旨とこれまでの経緯 2. 復興まちづくり計画の進捗状況について 3. 住居表示の変更について 4. 土地区画整理事業の換地処分に向けて(今後の流れ) 5. 釜石市区画整理土地活用支援制度について	6. 住宅再建に係る補助制度について 7. [当日追加]甲子川水門の進捗状況について(岩手県沿岸広域振興局土木部)* 8. 意見交換 ※当日追加項目の資料は別紙を参照ください。



当日はこれらの議題について担当より説明いたしました。出席された皆さまからは、嬉石・松原地区の住みよいまちづくりに向けての土地区画整理事業について、また換地処分に向けての今後の流れについて等々様々なご意見、ご質問をいただきました。

議題の概要

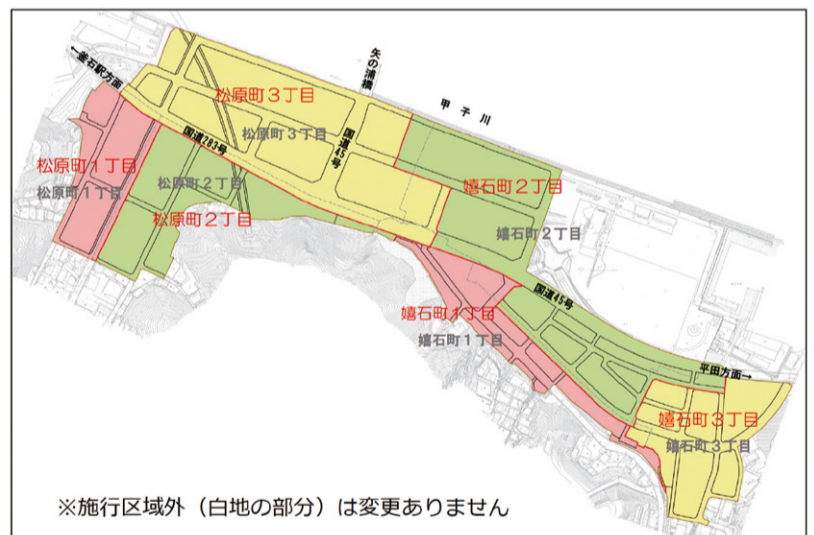
最新の土地利用計画について

嬉石・松原地区の計画図



町界変更について

■土地区画整理事業により新しく整備した道路・河川等の位置に合うように町界を変更する案が平成30年3月の市議会において可決されました。



住居表示について

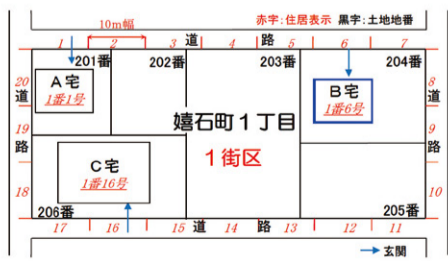
- 土地区画整理事業の施行地区内の住所は、**住居表示**に基づく方法で表しています。そのため「**土地の地番**」と「**住所の番号**」は異なります。
- 街区の形状が変更されたため、街区符号及び住居番号の変更がある街区があります。

住居表示とは

住居表示の住所は、**町名・街区符号・住居番号**の3段階で示します。

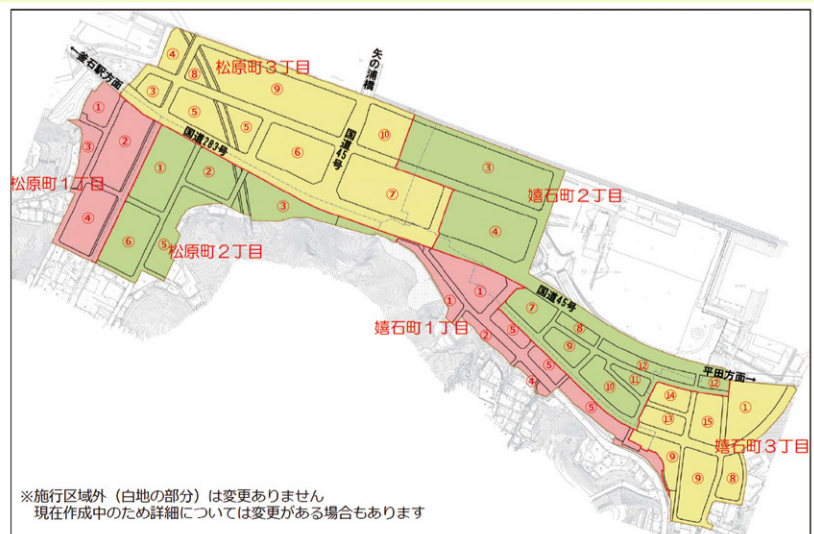
【具体例：B宅の場合】

住所：嬉石町1丁目 1番 6号
 ↓町名 ↓街区符号 ↓住居番号
 土地：嬉石町1丁目 204番
 ↓町名 ↓地番



住居表示の変更(案)について

- 施行地区内の街区の形状や数に変更があるため、次のとおり街区符号を改めます。
- 変更前と同じ街区符号の街区であっても、街区の位置や形状に変更があった街区の住居番号は変更されます(起点の位置が変わるため)。



住所の変更について

- 住居表示（街区符号・住居番号）に変更がある方は、住所の変更があります。
- 住所の変更は**平成30年8月25日（土）**を予定しています。

住所等の変更のながれ

- 町界変更の議決（平成30年3月）
地方自治法第260条第1項に基づく市議会の議決
- 住居表示変更案の作成（平成30年4～6月予定）
街区符号及び住居番号の付定
- 住居表示変更の通知（平成30年7月予定）
住居表示に変更がある方は「住居表示変更通知書」が送付されます
- 町界・住居表示の変更（**平成30年8月25日予定**）
住居表示の変更に伴い住所が変更されます。
- 土地地番の変更（平成31年2月予定）
換地処分公告の翌日に土地地番が変更されます

住所変更の手続きについて

- 住所の変更に伴い、運転免許証や預金通帳などの住所は、個人による変更する手続きが必要となります。
- 具体的な手続きについてまとめた「**住所変更手続きのしおり**」を、**1か月前までに住所変更がある方に「住居表示変更通知書」に同封して配布いたします。**

手続きが必要なものの例

- ◎市役所が変更するもの
 - ・住民票、印鑑証明書
 - ・国民健康保険被保険者証
 - ・国民年金・厚生年金受給者の住所
 - ・上下水道の住所
 - ・土地・建物登記簿の表題部 など
- ◎対象者の方に変更をお願いするもの
 - ・本籍（希望される方のみ）
 - ・マイナンバーカード、通知カード
 - ・社会保険証
 - ・厚生年金被保険者の住所
 - ・自動車運転免許証
 - ・電気・電話・ガス・テレビ
 - ・預金通帳、生命保険、株式
 - ・土地・建物登記簿の権利部 など



このようなご意見・ご質問をいただきました



嬉石町の国道45号脇の区画は、盛土をしたことで国道と同じ高さになり、騒音問題が生じているが、市としての対策はあるのか。

これまでに市で2回騒音調査を行った結果、環境基準内の数値であった為、早急の対応は難しいのですが、国道の管理者である三陸国道事務所と相談しながら改めて今後の対応を検討したいと考えているところです。また、復興交付金事業として防音壁を設置できないかと検討を始めたところですので、予算の確保が出来ましたら、早急に対策したいと考えております。

トンネル側から来て左側の国道沿いにガードレールがなく、車が誤って家屋にぶつかるのではないかと危険と、雨や雪の日の水はねに困っているのだが、何か対策はあるのか。

ガードレールの設置は、車両が道路を逸脱した時に運転者の人命に関わるかどうかを基準となり、家屋の保護を対象としていないという事をご理解いただきたいと考えております。

水はねにつきましては、防音壁が設置されれば先ほどの騒音問題も含めて解消されると思いますので、進展がありましたら、改めてご相談させていただきます。

高低差30cm以下の擁壁の設置がない箇所は、雨が降ると側溝に土砂が流れ、側溝が詰まるのではないかと心配しているが、対策はあるのか。

擁壁は高低差30cm以上でなければ、市では設置できませんので、30cm以下の箇所での擁壁の設置に関しましては、地権者の判断で各自行っていただくこととなります。側溝の詰まりにつきましては、市でもパトロールを行い、側溝の掃除等、対策を検討していきたいと考えております。

整地前の土地からの減歩率は、平等に10%なのか。また実際の換地面積の過不足によって金銭で清算を行うのか。

減歩は、街区や各土地の角地等の条件によっても異なりますので、一概には申し上げることができません。

減歩率が平等に決まっていれば不平不満もないと思うが、条件等で異なると、不満が出るのではないかと。ブロック毎で決まっていれば良いのだが。

土地の形状や立地条件にもよりますので、一律にするのは難しいと考えております。

今後、換地処分に向けてのお知らせは、区画整理の前後で比較してご覧いただけるような形で通知いたしますので、そちらを参考にさせていただきたいと考えております。

嬉石の1号区間にある、交差点から嬉石側に入る道路の拡張工事はいつ行うのか。

6月議会に補正予算として提案しておりますので、議決になれば8月以降の工事予定となります。

松原地区にある2つの公園は、整地が終わったように見受けられるが、今後どのような設備がついて、いつ完成するのか、維持管理はどこなのか教えてほしい。

区画整理事業としては、フェンスを設置して整地した現在の状態で完成形となります。公園としての使用や維持管理については、管理者が都市計画課に移りますので、今後、地域の皆様と協議させていただき案件と考えております。

復興事業については、可能な限り皆さまの期待に応えられるよう進めていきたいと考えております。

1日も早い復興事業の完了に向け、今後も全力で取り組んで参りますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については、「広報かまいし」や市のホームページでも公開しております。併せてご覧ください
<http://www.city.kamaishi.iwate.jp>

協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部 TEL:0193-27-8479
FAX:0193-22-2686